

公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会  
持続可能性有識者委員会設置要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会（以下、「協会」という。）持続可能性有識者委員会（以下「持続可能性有識者委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(目的)

第 2 条 持続可能性有識者委員会は、2025 年日本国際博覧会（以下、「大阪・関西万博」という。）の持続可能性の実現に向けて、専門的視点から包括的、かつ具体的に意見及び提案を行う。

(組織)

第 3 条 持続可能性有識者委員会は、別表 1 に掲げる持続可能性有識者委員（以下、「委員」という。）をもって組織する。

- 2 委員の任期は、第一回持続可能性有識者委員会の実施日から令和 5 年 3 月 31 日までとし、以降は 1 年以内とする。但し、再任は妨げない。
- 3 委員長は委員の互選によって選出する。
- 4 委員長は、持続可能性有識者委員会を代表し、持続可能性有識者委員会の議事その他会務を総理する。
- 5 委員長に事故があるときは、協会が指名する委員がその職務を代理する。

(持続可能性有識者委員会)

第 4 条 持続可能性有識者委員会は、大阪・関西万博の持続可能な運営にかかる検討の進捗状況に応じて事務局が招集し、委員長が議長として議事を運営する。

- 2 持続可能性有識者委員会は、委員の過半数の出席によって成立する。
- 3 開催の方法は、原則オンラインでの会議とする。ただし、社会情勢に鑑み適当な開催方法を選択することを妨げない。
- 4 委員が持続可能性有識者委員会への出席が困難な場合には、当該委員は代理を選任し、出席させることができる。ただし、代理は発言することは認め

られない。

- 5 委員長は、必要があると認めるときは、協議事項と関係ある者を参考人として持続可能性有識者委員会に出席させることができる。

(ワーキンググループ)

第5条 持続可能性有識者委員会の下位会議体として、個々の持続可能性の課題について取り組むべき具体的なアクションやプロジェクトを検討するワーキンググループを設置する。

- 2 ワーキンググループは、事務局の要請に応じて設置し、ワーキンググループ委員（以下、「ワーキング委員」という。）をもって組織する。持続可能な調達ワーキンググループは別表2に掲げる持続可能な調達ワーキンググループ委員をもって組織する。
- 3 ワーキング委員は協会が指名する。ワーキング委員の任期は、各ワーキング第一回ワーキンググループの実施日から令和5年3月31日までとし、以降は1年以内とする。但し、再任は妨げない。
- 4 各ワーキンググループにワーキンググループ委員長として、座長を置く。座長はワーキング委員の互選によって選出する。
- 5 座長は、各ワーキンググループを代表し、各ワーキンググループの議事その他会務を総理する。
- 6 座長は、事務局を通じて、親会議である持続可能性有識者委員会での議題を提案することができる。
- 7 座長は、必要があると認めるときは、協議事項と関係ある者を参考人としてワーキンググループに出席させることができる。
- 8 座長に事故があるときは、協会が指名するワーキング委員がその職務を代理する。
- 9 ワーキング委員がワーキンググループへの出席が困難な場合には、当該ワーキング委員は代理を選任し、出席させることができ、代理は発言することができる。なお、傍聴者の出席も可能とする。

(委員会及びワーキンググループの解散)

第6条 持続可能性有識者委員会及びワーキンググループは、協会の解散する日をもって解散する。

(守秘義務)

第7条 委員及びワーキング委員は、その職務上この要綱に基づく会議又は活動で知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会議の取扱い)

第8条 持続可能性有識者委員会及びワーキンググループは、原則非公開とする。但し、持続可能性有識者委員会及びワーキンググループの議事概要については公表することができる。

2 前項の規定にかかわらず、委員の同意があった場合は、公開（会議自体の公開（ウェブ上での会議の公開を含む。）並びに資料及び議事録の公開）することができる。

(事務局)

第9条 委員会及び各ワーキンググループの事務局は協会が担う。

(謝礼金の支払い)

第10条 協会が依頼する会議に委員及びワーキング委員が参加した場合は、公益社団法人2025年日本国際博覧会協会謝礼金にかかる支払基準中「2支払基準」の「(1) 会合、会議等出席謝礼金」の日額区分Aに定めるところにより、謝礼金を支給する。

2 協会が依頼する会議に委員及びワーキング委員が参加した場合は、公益社団法人2025年日本国際博覧会協会謝礼金にかかる支払基準中「3交通費」に定めるところにより、必要な交通費を支給する。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか持続可能性有識者委員会の議事手続きその他持続可能性有識者委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年9月28日から施行する。

附 則（令和4年3月4日改正）

この要綱は、令和4年3月4日から施行する。

附 則（令和4年4月8日改正）

この要綱は、令和4年4月8日から施行する。

別表1（持続可能性有識者委員）

氏名	所属・役職
伊藤 元重	東京大学 名誉教授、学習院大学国際社会科学部 教授
下田 吉之	大阪大学大学院工学研究科 環境エネルギー工学専攻
高村 ゆかり	東京大学未来ビジョン研究センター教授
竹内 純子	U3 イノベーションズ合同会社 代表、特定非営利活動法人国際環境経済研究所 理事、東北大学特任教授
渡邊 綱男	IUCN（国際自然保護連合）日本委員会会長
浅利 美鈴	京都大学大学院地球環境学堂
朝野 和典	地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所
山田 美和	日本貿易振興機構アジア経済研究所
松原 稔	りそなアセットマネジメント株式会社

別表2（持続可能な調達ワーキング委員）

氏名	所属・役職
加賀谷 哲之	一橋大学大学院経営管理研究科教授
崎田 裕子	ジャーナリスト・環境カウンセラー
高橋 大祐	真和総合法律事務所 パートナー弁護士
冨田 秀実	LRQA サステナビリティ株式会社 代表取締役
山田 美和	日本貿易振興機構アジア経済研究所
	大阪府政策企画部長
	大阪市経済戦略局長
井尻 雅之	日本労働組合総連合会 大阪府連合会（連合大阪） 事務局長